

原始仏教經典における 'ksama (懺悔)' について

森 章 司

はじめに

さまざまな宗教辞典や哲学辞典などを調べてみると、「懺悔」はおおよそ

- (1) 罪過を他に告白する
- (2) 罪過を悔いる
- (3) ふたたび犯さないと心に誓う
- (4) 許してくれと謝罪する

といった内容を持ち、

- (5) これらは「自発的」に行われるもので、「強制」されるべきものではない

ということになるであろう。

このような「懺悔」は、仏教のみならず宗教一般においては極めて重要なエレメントであることは誰しも異存がないところであろう。しかしながら果して原始仏教に以上のような「懺悔」の定義に合致すべき概念があったかどうかということについて、筆者にはずいぶん昔から疑問があった。本稿はこの疑問に答える一つの作業である。

ところで「懺悔」に相当する原語にはいくつかが上げられるが、その一つが 'ksama' である。例えば法蔵館の『仏教学辞典』では「懺は(梵)クシヤマ kṣama (懺摩)の音略で、忍の意。即ち罪をゆるして忍ぶようにと他人に請うこと。悔は追悔、悔過の意。過去の罪を悔いて仏・菩薩・師長・大衆の前に告白し、あやまること。」(新版 p. 155 下, 旧版 p. 155 上)とされているし、『岩波仏教辞典』の「懺悔」の項には、deśanā, kṣama, paṭikaroti, āpatti-pratideśanā の原語を掲げ、「忍んで許してくれるよう乞う意の<懺摩>と、過去の罪過を追悔する意の<悔>との合成語とする」(p. 313 左)と解説している。それは『望月仏教大辞典』の「懺悔」の

項の解説が、「懺悔の語義に関しては、四分律含注戒本疏第一下之一に『悔は是れ此の土の言、懺はこれ西方の略語なり。梵本の音のごときは懺摩なり』と云ひ、義淨の有部毘奈耶第一五の注にも『懺悔と云ふは、懺は是れ西音、悔は是れ東語なり』と云へり。之に依るに懺は梵語懺摩 *kṣama* の訛略、悔は訳語にして、追悔の意なるを知るべく、所謂梵漢併奉の語なりといふべし。但し梵語懺摩は忍の義にして、即ち前人に向かひて我が罪を忍容せんことを請ふの意なり。」(p. 1493 上～中) という解説を引き継いだものといふことができる。

しかし荻原『梵和大辞典』の '*kṣama*' を引いてみると不思議なことに「堪、忍、堪忍、安忍、忍辱」という漢訳語があてられるのみで、「懺悔」に類する訳語はない。Macdonell (p. 77) も '*kṣama*' を "a. patient; enduring; capable of, able to, equal to; enduring; suitable, useful, favourable, n. capacity for, ability to" とするから、'*kṣama*' そのものには、もともと「懺悔」の意味はないとしなければならない。

このように仏教辞典で「懺悔」を引くと、その原語として '*kṣama*' が出るに拘わらず、サンスクリット語辞典の '*kṣama*' を引くと「懺悔」の語彙がないという珍妙な現象が起きているわけである。要するに '*kṣama*' とわれわれが現在考えているような「懺悔」の間には何らかの不適合感があるわけであるが、このことは先の解説の後に『望月仏教大辞典』も指摘するように、律蔵の翻訳者であった義淨も有していたものと考えられる。すなわち、『根本説一切有部毘奈耶』卷 15 (大正 23 頁 706 上) には判り注で、「言懺摩者此方正訳当乞容恕忍首謝義也。若触誤前人欲乞歡喜者皆云懺摩、無問大小咸同此説。若悔罪者本云阿鉢底提舍那。阿鉢底是罪、提舍那是説、応云説罪。云懺悔者懺是西音、悔是東語。不当請恕、復非説罪。誠無由致」といつている。すなわち「懺摩 *kṣama*」は誤って他の人に触れてしまったような過ちを犯したときに「ごめんなさい」と謝するという意味で、もし「罪を悔いる」という意ならば、'*āpattideśanā*' を上げるべきである。すなわち '*āpatti*' というのは罪、'*deśanā*' は説であって、「説罪」と訳すことができる。「懺悔」というのは西音と東語の合成語であるが、「恕しを請う」というにも当たらないし、また「説罪」にもあたらない、というのである。これによれば義淨は、「懺悔」という漢語を当てたその原語には、*kṣama* と *āpattideśanā* が相当するが、「懺悔」という梵漢併奉の用語にはびつたり

来ないという印象を持っていたのであろう。

また『南海寄帰内法伝』巻2(『十五随意成規』大正54・頁217下)は次のようにいう。読みにくい文章であるので試訳して掲げておく。

初篇(波羅夷)は若し犯せば事治すべからず。第二(僧殘)は違ふこと有れば人二十を須う。若し輕過を作せば同じからざる者に対して之れを除悔す。梵に痾鉢底鉢喇底提舍那(āpattipratideśanā)と云う。痾鉢底は「罪過」なり。鉢喇底提舍那は即ち「対他說」なり。己の非を説いて清淨ならしめんと冀うに、自ら各の局分に依るを須いて、則ち罪滅を期すべし。若し總相に愆あやまりを談ずるは律の許すところに非ず。旧に「懺悔」というは「説罪」に関するに非らず。何となれば「懺摩(kṣama)」は乃ち是れ西音にして、白は「忍」の義に当たる。「悔」は乃ち東夏あづまの字にして、「追悔」を自となす。「悔」と「忍」とは廻かに相あひ干つからず。若し的に梵本に依らば、諸の罪を除く時には応に「至心に罪を説く」と云うべし、と。斯れを以て詳らかに察するに、「懺摩」を翻するに「追悔」となすは由来を罕まれ、希すくするに似たり。西国の人には但だ誤りに触れ、及び身に錯り相あひ触ふ著するあれば、大小を問うこと無く、大なるは手を垂れて相あひ向むかひ、小なるは合掌、虔恭して或いは身を撫なぐ可よくして、或る時は膊を執り、口に「懺摩(kṣama)」という。意は是れ「恕を請い、願わくば晒り責めるなかれ」というなり。律中に他に就いて謝を致し、即ち「懺摩(kṣama)」の言を説く。若し自己の罪を陳ぶるには、乃ち「提舍那(deśanā)」という。後滞を懐くを恐れ、用いて先の迷を啓くなり。習俗久しく成るべしと雖も、事は須らく本に依るべし。

要するにここでも「懺摩(kṣama)」というの、「忍」という意味で、「許しを請い、晒り責めるな」ということを表わし、罪を告白して「追悔」という意味ではない、その意味を表わすのは 'āpattipratideśanā' であって、この両者は本来は全く別のものである。だから罪を告白し、追悔するといった意味で 'kṣama' という言葉を使うのは適當ではない、といっているのである。

先の「懺悔」の定義に従うとすれば、義淨は 'kṣama' の意味するところは(4)のみで(1)(2)(3)は含まれず、(1)(2)(3)を意味するのは 'āpattipratideśanā' であると主張しているということになるであらう。だ

から義浄は自分の訳書に「懺悔」という言葉を使わなかった。

ところが現代においては、上記の(1)から(5)の概念を有する宗教的な行為を表す言葉として「懺悔」が定着し、「懺悔」の音が 'kṣama' に近いためか、上に紹介した『仏教学辞典』の解説にも現れているように、「懺悔」の原語は 'kṣama' に相当するという説が一般に行われているわけである。

ところで本来 'kṣama' は先に紹介したように、本来「堪、忍、堪忍、安忍、忍辱」という意味を有する言葉である。しかし "Macdonell" の解説からも判るように、「忍」のなかには、「忍耐」のみでなく、「承認」「認可」の「忍」の意味も含まれていることが判る。しかしたとい 'kṣama' が「忍耐」のみでなく、「承認」「認可」の意味を持つとしても、どうして 'kṣama' が「懺悔」の原語とされるようになったのであろうか。それはいうまでもなく、『仏教学辞典』や『岩波仏教辞典』が「罪をゆるして忍ぶようにと他人に請うこと」と解説するように、ここに「忍」が関係するからである。しかしそれにしても、さまざまなサンスクリット語辞典において、'kṣama' の解説にこうした意味は載せられていないのはどういうことを意味するのであろうか。

'kṣama' は動詞√kṣam に kṛt 接尾辞の -a を付けて作られた名詞で、動詞の表す動作を意味する中性名詞である。"Macdonell" には√kṣam の項に 'pardon(g. or d. of person, ac. of thing)' 'grant anything(ac.) to(g.)' 'allow to(pot.)' という訳語を与えているから、'kṣama' には「許可」「許し」という訳語もありうることになる。上述の「承認」「認可」の範疇に属するであろう。これを罪に関係させれば、要するに「罪を許して忍ぶこと」ということになるであろう。しかしながら、「忍ぶ」のは罪の被害者であって、けっして罪を犯した当人ではない。したがって 'kṣama' は、罪を犯した側の行為ではなく、罪の被害者の側の行為を示す中性名詞ということになる。これでは主客転倒であって、とても「懺悔」とはいえない。'kṣama' の訳語に「懺悔」の意味がないのは当然なのである。

それでは 'kṣama' に由来する言葉に「懺悔」の訳語が与えられている例がないかと言えば、荻原『梵和大辞典』では√kṣam という動詞の使役形からできた 'kṣamāpaṇa' という語に「懺謝」という漢語が与えられている。「罪を許して忍ばせること」なら、なるほど罪を犯した側の行為になるわけである。しかしそれなら「懺悔」の原語として、'kṣama' ではなく、

'kṣamāpaṇa' をあげるべきであるが、普通そのような解説は行われていない。

このように「懺悔」の原語に 'kṣama' をあてることが一般的になっているにしては、それに蓋然性がない。いや、そもそも律蔵の権威であった義浄が、「懺悔」に 'kṣama' をあてることの不適合感を注意していたに拘らず、なぜそのまま「仏教辞典」などが継承してきたのであろうか。

本稿は上述のような問題意識から、パーリ聖典を材料として 'kṣama'、すなわちパーリ語の 'khama' に関するさまざまな語形が、どのように使用されているかを調査してみたものである。そして調査に当たっては、パーリ語の用法ばかりではなく、'kṣama' を「懺悔」と翻訳する土壌の上にある日本人が、'kṣama' に関連する語をどのように「翻訳」しているかという興味もあったので、合わせて大蔵出版社から刊行されている「南伝大蔵経」の該当箇所も調査した。また日本語への翻訳の際には漢訳が参考にされているはずであり、その漢訳を見ることは伝統的な仏教のターミノロジーを調査することにもつながるので、できるだけ相当漢訳の文章を見つける努力もした。その結果が以下の本論である。

第1項では、「南伝大蔵経」において 'kṣama' に関連する語が「忍耐」の意に翻訳されているケースを、第2項では健康や日常生活におけるご機嫌を尋ねて、「堪え得るような状態であるかどうか」を問うケースを、第3項では「認可」を意味する訳語が使われているケースを、そして第4項で「許可」を意味する訳語が使われている用例を、第5項で「悔過」の意に訳されているケースを扱う。第6項は上記に含ませることができない「その他」の訳語が使われているものを掲げた。

また*の下に記したのは、引用したパーリ文に相応する漢訳経典の該当の文章である。

なお、いうまでもないが、本資料は筆者の集めえた範囲での代表的な例であって、けっして完全無欠なものではない。しかしそれでもパーリ聖典における 'khamati' すなわち、√kṣam の用法に、ひいては 'kṣama' の原意に一定の結論を得ることができる範囲での、あらかたの用例は拾いえたつもりである。

【1】「忍耐」あるいはこれに類似した言葉に訳されている用例

以下に紹介する用例は 'kṣama' の本来の意味であると考えられる「忍耐する」という意味で訳されているものである。しかしパーリ語の 'khamati' という動詞(分詞もこの中に含めた)として使われている場合はさほど多くなく、次に掲げる文中に含まれるものだけであって、大部分は「忍耐」を意味する名詞として使われている。(なお、以下には文中に含まれる語形を中心に紹介するので、同じ文章中に異なった語形が含まれる場合は、同じ文章を重複して紹介する場合もあることを了解されたい。)

- (1) 「我、吠波質底(阿修羅王)を忍ぶは (khamāmi vepacittino)、恐るるにあらず、力足らざるに非らず、我の如き識者いかで愚者と競はんや」相応部 11-4 (南伝 12 頁 387, SN. vol. 1 p. 221)

* 「不以畏故忍 亦非力不足 何有點慧人 而与愚夫对」雜阿含 1110 (大正 2 頁 292 下)

「我不怖畏而生忍 亦不以我無力故 而畏摩質多羅 我以勝智自修忍 愚者淺識智無及 ……」別訳雜阿含 38 (大正 2 頁 385 下)

- (2) 「己利の勝れしものの中、忍辱に勝るものなし (khantya bhiiyo na vijjati)。力ありて力なきものを忍ぶは (yo have balavā santo dubbalassa titikkhati)、これ最勝の忍辱なりと云わる (taṃ āhu paramaṃ khantiṃ)。力なく人は常に忍ぶ (niccam khamati dubbalo)」相応部 11-4, 5 (南伝 12 頁 388, 391, SN. vol. 1 p. 222, 223)

* 「於勝已行忍 是名恐怖忍 於等者行忍 是名忍靜忍 於劣者行忍 是則為上忍」雜阿含 1110 (大正 2 頁 292 下)

「隨彼言怖畏 己利最為勝 財宝及諸利 無勝忍辱者」別訳雜阿含 38 (大正 2 頁 385 下)

- (3) 「友は与え難きを与へ、又作し難きを作す、又彼に対する忍び難き悪言をも忍ぶ (duruttāni khamati dukkhamāni)」増支部 7-35 (南伝 20 頁 273, AN. vol. 4 p. 31)

- (4) 「比丘衆よ、世に比丘あり、施し難きを能く施し、作し難きを能く作し、

忍び難きをよく忍ぶ (*dukkhamaṃ khamati*)」増支部 3-133 (南伝 17 頁 472, AN. vol. 1 p. 286)

- (5) 「恰も大地に、人が清浄なものを投げて不浄なものを投げて、それがために大地は親しみもせず怨みもせず、それを忍し耐へ忍ぶのみであると同じやうに (*khamati sahati adhvāseti*), ……」本生経・因縁物語 (南伝 28 頁 44, J. vol. 1 p. 22)
- (6) 「大王よ、総ての獣類は大河に飲む、その故に河に非ずといふべからず。若し彼女愛すべくば忍ぶべし (*khamassu yadi te piyā*)」本生経 195・山籠本生物語 (南伝 30 頁 210, J. vol. 2 p. 126)
- (7) 「両者とも予には忍ばれず、両者とも予には不快なり (*ubhayam me na khamati*, *ubhayam me na ruccati*)」本生経 199・家長本生物語 (南伝 30 頁 227, J. vol. 2 p. 136)
- (8) 「世には快からぬ言葉多し、苦行者は耐へ忍ばざるべからず (*khamitabbā tapassinā*)」相応部 9-8 (南伝 12 頁 349, SN. vol. 1 p. 201)
- (9) 「智慧ある人と雖も、奴隷の誘りも、これを耐ふべきなり (*khamitabbam sapaññena api dāsassa tājitaṃ*)」本生経 304・ダッタ龍本生物語 (南伝 31 頁 330, J. vol. 3 p. 16)

以上が 'khamati' という動詞が「忍耐する」の意味に訳されている用例である。そしてこの場合はすべて能動動詞として使われていて、使役動詞はない。また (6) は命令法の II sg.med. であり、これは第 4 項において述べるごとく「許してくれ」という意に訳されることもあるが、ここでは「忍ぶべし」と訳されている。

次に 'khamati' からできた名詞の用例を紹介する。これには 'khamā' 'khama' 'khanti' 'khanti' 'khantā' がある。そしてこれら名詞形の用例は全てこの項に含まれていて、他の項には見出されない。すなわち 'khamati' からできた名詞はすべて「忍耐」を意味するということになる。もしサンスクリット語の 'kṣama' が名詞であるとすれば、サンスクリット語の各種辞典に「懺悔」の意味がなかったように、パーリ聖典でも 'khamati' からできた名詞形には「懺悔」を意味するような用例は一つもないということになる。

まず 'khamā' 'khama' やその合成語の用例を紹介する。

- (10) 「比丘等よ、此処に汝等は此の如く善く説かれたる法と律とに於て出家したれば忍辱、慈心を持するは善からん (khamā ca bhaveyyātha soratā ca)」律藏大品 10・拘睺弥健度 (南伝 3 頁 605, Vinaya Vol. 1 p. 349)
- (11) 「比丘等よ、ここに汝等是の如く善説せられたる法と律とに於て出家して、忍辱にして柔和なれば (khamā ca soratā ca) このことを輝かすなり」相应部 11-4 (南伝 12 頁 389, SN. vol. 1 p. 222)
* 「正信非家出家学道亦应如是行忍，讚歎於忍应当学」雜阿含 1110 (大正 2 頁 292 下~293 上)
「汝等比丘，若能忍辱，讚歎忍者，称出家法」別識雜阿含 38 (大正 2 頁 386 上)
- (12) 「12 歳の曾嫁女は寒暑……肉身の苦痛に耐へ得るなり (khamā hoti sītassa)」律藏・比丘尼第 65 波逸提 (南伝 2 頁 518, Vinaya vol. 4 p. 322)
- (13) 「比丘衆よ、故に今應に是の如く学ぶべし、謂く、……寒・熱・饑・渴・虻・蚊・風・日・腹行の触を堪忍すべし (khamā bhavissāma sītassa uñhassa ……)」増支部 4-157 (南伝 18 頁 252, AN. vol. 2 p. 143)
- (14) 「比丘衆よ、比丘あり、善語し、善語の性を具へ、忍容し (khamā)、正順に教誡を解す、比丘衆よ、これ能く正法を住せしめ、忘失せざらしめ、隠没せざらしむ第二の法なり」増支部 4-160 (南伝 18 頁 260, AN. vol. 2 p. 148)
- (15) 「比丘衆よ、比丘衆あり、性調へ易く、従順の性を成就し、堪忍し (khamā)、謹みて教誡を受く、比丘衆よ、是能く妙法を住して忘失隠没せざらしむる第二の法なり」増支部 5-156 (南伝 19 頁 251, AN. vol. 3 p. 180)
- (16) 「比丘衆よ、又何が堪忍行 (khamā patipadā) なるか。比丘衆よ、世に一類の補特伽羅あり、罵に報ゆるに罵を以てせず、瞋に報ゆるに瞋を以てせず、弄に報ゆるに弄を以てせず、比丘衆よ、これを堪忍行と名く」増支部 4-164 (南伝 18 頁 267~268, AN. vol. 2 p. 152), 増支部

(74)

4-165 (南伝 18 頁 269~270, AN. vol. 2 p. 153)

- (17)「寒暑や炬火を掲ぐるに耐ゆる者 (khamā), 有能なる戦士達は其の時悉く集まれり」譬喻経 405・刀提耶 (南伝 27 頁 85, Ap. p. 354)
- (18)「比丘衆よ、又如何なる比丘が能忍者 (khantā) なるか。比丘衆よ、世に比丘あり、寒・熱・饑・渴・蚊・蚊・風・日・腹行の蝕を堪忍し (khamo hoti sitassa ……), 苦しき、猛き、麁き、利き、不悦なる、非可意なる、命を奪ふ、身受を生ずる罵、辱を能く忍ぶ (adhivāsikajātiko), 比丘衆よ、是の如きが比丘の能忍者なり (khantā)」増支部 4-114 (南伝 18 頁 209, AN. vol. 2 p. 117~118)
- (19)「比丘衆よ、世に比丘あり、色に堪へ (khamo hoti rūpānaṃ), 声に堪へ (khamo saddānaṃ), 香に堪へ (khamo gandhānaṃ), 味に堪へ (khamo rasānaṃ), 所蝕に堪ふ (khamo phoṭṭhabbānaṃ)。……」増支部 5-139 (南伝 19 頁 224, AN. vol. 3 p. 160~161)
- (20)「四行あり。不堪忍行・堪忍行・調伏行・寂浄行なり (akkhamā paṭipadā, khamā paṭipadā, damā paṭipadā, samā paṭipadā)」長部 33・等頌経 (南伝 8 頁 307, DN. vol. 3 p. 229)
- (21)「比丘衆よ、世に比丘あり、施し難きを能く施し、作し難きを能く作し、忍び難きをよく忍ぶ (dukkhamam khamati)」増支部 3-133 (南伝 17 頁 472, AN. vol. 1 p. 286)
- (22)「友は与え難きを与へ、又作し難きを作す、又彼に対する忍び難き悪言をも忍ぶ (duruttāni khamati dukkhamāni)」増支部 7-35 (南伝 20 頁 273, AN. vol. 4 p. 31)
- (23)「勇者よ、卿の許によりて我は比丘尼達に教へたり、若し其処に指導宜しからざるあらば、忍主よ (khamādhipa), 忍許し給へ (khamassu)」譬喻経長老尼 17・瞿曇弥 (南伝 27 頁 387, Ap. p. 533)

次に 'khanti' 'khanti' とその合成語の用例を紹介する。

- (24)「二法とは云何。……堪忍と可樂となり (khanti ca soraccaṇ ca)。……」長部 33・等頌経 (南伝 8 頁 292, DN. vol. 3 p. 213)
- (25)「忍辱・忍受は最上の苦行にして (khanti paramaṃ tapo titikkhā), 涅槃は最勝なりと諸仏は説く。実に他を害する出家なく、他を憐ます

沙門なし」法句經・第 184 偈 (南伝 23 頁 45, Dh. p. 52), 長部 14・大本經 (南伝 6 頁 421, DN. vol. 2 p. 49)

* 「忍為最自守 泥洹仏称上 捨家不犯戒 息心無所害」法句經下 泥洹品 (友松円諦編著「ダンマバダ」真理運動本部 1961 頁 564, 以下同じ)
「銀行忍第一 仏説泥洹最 捨罪作沙門 無嫉害於彼」法句經下 述仏品

「忍辱為第一 仏説泥洹最 不以懷煩熱 害彼為沙門」出曜經 23 泥洹品

「忍辱第一道 仏説円寢最 不以懷煩熱 害彼為沙門」法集要頌經 3 円寂品

「忍辱最為上 能忍得涅槃 過去仏所説 出家作沙門 遠離於殺害」毘婆尸仏経下

「忍辱第一道 涅槃仏称最 出家惱他人 不名為沙門」摩伽僧祇律戒本, 同尼戒本, 十誦律比丘, 比丘尼戒本, 普見律毘婆沙 5

「忍辱為第一 仏説無為最 不以剃鬚髮 害他為沙門」增一阿含 44

「忍是勳中上 能得涅槃處 出家惱他人 不名為沙門」根本説一切有部毘奈耶 50, 根本薩婆多律撰 14

「忍辱第一道 仏説無為最 出家惱他人 不名為沙門」四分律比丘戒本, 四分僧戒本, 四分比丘尼戒本

(26) 「忍辱あり、丁寧にして (khanti ca sovacassatā), 沙門と会交し、隨時に法談をなす、これぞ最上の吉祥なれ」小誦經 5・吉祥經 (南伝 23 頁 4, Kh. p. 3), 經集 2 小品・第 266 偈 (南伝 24 頁 98, Sn. p. 47)

(27) 「梵行 (不淫) と戒と、質実と柔軟と苦行と、柔和と不害と忍辱とを (soraccaṃ avihimsaṃ ca khantiṃ cāpi), [彼等婆羅門は] 讚説せり」經集 2 小品・第 292 偈 (南伝 24 頁 109, Sn. p. 51)

(28) 「彼の禁 [戒] を随学する、此世の一部の有識の人々は、梵行 (不淫) と戒と、忍辱とをば讚説せり (khantiṃ cāpi avaṇṇayum)」經集 2 小品・第 294 偈 (南伝 24 頁 109, Sn. p. 52)

(29) 「ダッパセーナよ、昔われ 忍耐と苦行とを (khanti ca tapo ca) 望みたり王よ、それを今得ながら如何で 我、昔の色と力とを捨てん」本生經 303・一王本生物語 (南伝 31 頁 325, J. vol. 3 p. 14)

(30) 「……無瞋と無害と忍辱 (khanti) と無癡と 是の如き等の善法を持

- し ……」本生経 385・難提鹿王本生物語 (南伝 32 頁 197, J. vol. 3 p. 274), 本生経 534・大鷲仙本生物語 (南伝 37 頁 94, J. vol. 5 p. 378)
- (31) 「婆羅門は溜水によりて清浄ならず, 独存者ともなることなし, 忍辱も柔和も (na khanti na pi soraccaṃ) 得られざれば, 彼は円寂するに至らざるべし」本生経 487・鬱陀羅迦苦行者本生物語 (南伝 34 頁 295, J. vol. 4 p. 302)
- (32) 「総てのものの粗悪語を恕すべし, この堪忍は最第一なり (etaṃ khantiṃ uttamaṃ) と賢者はいふ」本生経 522・サラバング仙本生物語 (南伝 36 頁 48, 49, J. vol. 5 p. 141, 142)
- (33) 「忍力あり久しく梵行を行ひたる (khantiṃ tapassim cirabrahma-cāriṃ), アンギーラサ・ゴータマを苦しめて, 忍辱あり [正法を] 説く (khantiṃ vadantaṃ) 出家, 過なき沙門を寸々に裂きたるカラープは大苦あり, 辛らく恐ろしき無間地獄に生まれて煮らる」本生経 522・サラバング仙本生物語 (南伝 36 頁 52, J. vol. 5 p. 144)
- (34) 「善心, 精進, 忍辱 (khantiṃ) 及び慈刀, 渴愛の箭……」譬喻経 40・卑隣陀品 (南伝 27 頁 12, Ap. p. 309)
- (35) 「……衆, 施捨並びに忍辱 (cāgaṇca khantiṅca) や慧の我が八つの徳を……」譬喻経 40・卑隣陀品 (南伝 27 頁 19, Ap. p. 313)
- (36) 「己利の勝れしものの中, 忍辱に勝るものなし (khantiyā bhiyyo na vijjati)。力ありて力なきものを忍ぶは (yo have balavā santo dubbalassa titikkhati), これ最勝の忍辱なりと云わる (taṃ āhu paramaṃ khantiṃ)。力なく人は常に忍ぶ (niccam khamati dubbalo)」相応部 11-4, 5 (南伝 12 頁 388, 391, SN. vol. 1 p. 222, 223)
- * 「於勝已行忍 是名恐怖忍 於等者行忍 是名忍諍忍 於劣者行忍 是則為上忍」雜阿含 1110 (大正 2 頁 292 下)
- 「隨彼言怖畏 己利最為勝 財宝及諸利 無勝忍辱者」別識雜阿含 38 (大正 2 頁 385 下)
- (37) 「探りて予はその時, 第六の堪忍波羅蜜を見たり (dakkhiṃ chaṭṭhamam khantipāramim)。これ古の諸大仙の行ひたまひし所なり」本生経・因縁物語 (南伝 28 頁 45, J. vol. 1 p. 22), 仏種姓経・第 1 仏ディーパンカラ仏 (南伝 41 頁 239, Bv. p. 14)
- (38) 「然く汝も総てのものの称揚と毀譽とを寛恕して, 堪忍波羅蜜の成満

を得ば (khantipāramitam gantvā) 上菩提に達せん」本生経・因縁物語 (南伝 28 頁 45, J. vol. 1 p. 23), 仏種姓経・第 1 仏ディーバンカラ仏 (南伝 41 頁 239, Bv. p. 14)

'khantā' の用例は次のように少ない。

- (39) 「比丘衆よ、世に王の象あり、或は能聞者なり (sotā), 或は能殺者なり (hantā), 或は能忍者なり (khantā), 或は能行者なり (gantā)」増支部 4-114 (南伝 18 頁 207, AN. vol. 2 p. 116), 増支部 5-140 (南伝 19 頁 225~228, AN. vol. 3 p. 161~163 ここでは忍者と訳している)
- (40) 「比丘衆よ、又如何なる比丘が能忍者 (khantā) なるか。比丘衆よ、世に比丘あり、寒・熱・饑・渴・蚊・蚊・風・日・腹行の蝕を堪忍し (khamo hoti sitassa ……), 苦しき, 猛き, 饒き, 利き, 不悦なる, 非可意なる, 命を奪ふ, 身受を生ずる罵, 辱を能く忍ぶ (adhivāsikajātikko), 比丘衆よ, 是の如きが比丘の能忍者なり (khantā)」増支部 4-114 (南伝 18 頁 209, AN. vol. 2 p. 117~118)
- (41) 「罵りに会うも忍びて反駁せざれば (khantā duruttānam apatikkūlavādi), これぞ人々の呼んで吉祥なりと認むるところなり」本生経 453・大吉兆本生物語 (南伝 33 頁 316~317, J. vol. 4 p. 76)

【2】健康や日常生活の安否を問う言葉として訳されている用例

これは以下に紹介するように、訳者によってじつにさまざまに翻訳されている。しかしつまる所、健康や日常生活に不都合はないかどうか、要するにご機嫌を問うものであって、そのほとんどが 'kacci……khamaniyam' という構文による慣用句、およびそれに関連する文章中に使われたものである。例外的にその他の構文もないではないが、文中に 'khamaniya' (khamati の未来受動分詞) が使われていることでは同じである。不都合はないかと問うことは、その程度が「我慢できるか」、「我慢できないか」と問うことであって、「忍耐する」の一つのヴァリエーションとってよいであろう。

- (42) 「比丘よ、忍するや、足するや (kacci bhikkhu khamaniyam, kacci yāpaniyam), 道路を来るに疲極せざるや」「世尊よ、忍す (khamaniyam bhagavā), 世尊よ、足す、……」律藏大品1・大捷度 (南伝3 頁103, Vinaya vol. 1 p. 59), 大品6・業捷度 (南伝3 頁374, Vinaya vol. 1 p. 212), 大品9・瞻波捷度 (南伝3 頁546, Vinaya vol. 1 p. 313), 小品1・羯磨捷度 (南伝4 頁17, Vinaya vol. 2 p. 11), 大品4・自恣捷度 (南伝3 頁283, Vinaya vol. 1 p. 158), 大品7・迦絺那衣捷度 (南伝3 頁444~5, Vinaya vol. 1 p. 253), 大品10・拘陁弥捷度 (南伝3 頁608, Vinaya vol. 1 p. 350)
- (43) 「……忍するや不や (kacci …… khamaniyam), ……忍せず (na …… khamaniyam) ……」相應部22-87 (南伝14 頁189, SN. vol. 3 p. 120), 相應部22-88 (南伝14 頁197, SN. vol. 3 p. 125), 相應部22-89 (南伝14 頁200~201, SN. vol. 3 p. 127), 相應部46-14 (南伝16上 頁268, SN. vol. 5 p. 79~80), 相應部47-29 (南伝16上 頁408, SN. vol. 5 p. 177), 相應部55-3 (南伝16下 頁224, SN. vol. 5 p. 345), 相應部55-26 (南伝16下 頁276~7, SN. vol. 5 p. 381), 相應部55-27 (南伝16下 頁283, SN. vol. 5 p. 385)
- (44) 「比丘、諸事便安なりや (kacci bhikkhu khamaniyam), 食得易きや、長路を旅して来り疲れざるや、……」「世尊、諸事便安なり (khamaniyam bhagavā), ……」律藏・第6僧残 (南伝1 頁249, Vinaya vol. 3 p. 148), 第13僧残 (南伝1 頁305, Vinaya vol. 3 p. 181), 第15捨墮 (南伝1 頁390, Vinaya vol. 3 p. 230)
- (45) 「アヌルッダ、汝達起居宜しきや (kacci vo anuruddhā khamaniyam), 資給宜しきや、施食欠乏無きや」「世尊、起居よく (khamaniyam bhagavā), ……」中部31・牛角林小經 (南伝9 頁363, MN. vol. 1 p. 206)
- (46) 「……安快なりや (kacci bhikkhu khamaniyam), …… 安快なり (khamaniyam bhagavā) ……」中部128・随煩惱經 (南伝11下 頁196~7, MN. vol. 3 p. 155~6)
- (47) 「……少快なりや (kacci …… khamaniyam), ……少快ならず (na …… khamaniyam) ……」中部143・教給孤独經 (南伝11下 頁366, MN. vol. 3 p. 259), 中部144・教闍陀經 (南伝11下 頁375, MN. vol. 3

p. 264)

- (48) 「諸比丘、諸事便安なりしや (kacci bhikkhave khamaniyam), 食足りしや、和合一致し闘諍なく安易に安居を過し、飲食を以て苦となさざりしや」「世尊、我等諸事便安にして (khamaniyam bhagavā) ……」律藏・第4波羅夷(南伝1 頁146, Vinaya vol. 3 p. 88), 第8波逸提(南伝2 頁39, Vinaya vol. 4 p. 25)
- (49) その時一比丘ありて病めり。諸比丘彼に斯く言へり、『友、堪え得るや否や (kacc'āvuso khamaniyam), ……」律藏・第4波羅夷(南伝1 頁172, Vinaya vol. 3 p. 103), 第23波逸提(南伝2 頁90, Vinaya vol. 4 p. 56), 第39波逸提(南伝2 頁139, Vinaya vol. 4 p. 88), 第56波逸提(南伝2 頁182, Vinaya vol. 4 p. 115), 第57波逸提(南伝2 頁186, Vinaya vol. 4 p. 118), その他用例多し
- (50) 「陀然よ、汝和らぎたりや (kacci …… khamaniyam), 癒えたりや、苦痛減退し、増進せざるや、減退見え、増進見えざるや」「尊者舍利弗よ、我和らがず (na …… khamaniyam), ……」中部97・陀然経(南伝11上 頁252~3, MN. vol. 2 p. 192~3)
- (51) 「……(病は) 癒えつつありや (kacci …… khamaniyam), ……癒えつつあらず (na ……khamaniyam) ……」相应部35-74(南伝15 頁74, SN. vol. 4 p. 46), 相应部35-87(南伝15 頁91~92, SN. vol. 4 p. 56~57)
- (52) 「汝の病は癒ゆるか (kacci …… khamaniyam), ……癒はず (na …… khamaniyam) ……」増支部6-56(南伝20 頁135~136, AN. vol. 3 p. 379~380)
- (53) 「兄よ、汝身体健かなりや (kacci …… khamaniyam), (得る所の) 飲食命を繋ぐに足れりや、苦なきや」「……如何でか身体健ならん (kuto…… khamaniyam). ……」自説経2目真隣陀品・8(南伝23 頁111, Ud. p. 17), 4弥醜品・4(南伝23 頁148, Ud. p. 40), 5蘇那長老品・6(南伝23 頁179, Ud. p. 59)
- (54) 「汝のよき家に何か忍受することありや (kacci te sughare khamaniyam), 病気はなきや、吠舍族よ」本生経546・大毘婆沙本生物語(南伝39 頁153, J. vol. 6 p. 418)
- (55) 「汝に何か辛きことありしや (kacci te bhante khamaniyam), 尊敬

(80)

は汝になされしや」所行藏経3 出離波羅蜜等・第2 ソーマナッサの所行(南伝41 頁404, Cp. p. 25)

(56)「シーヴァリよ、お機嫌はよろしいか (kacci …… khamaniyaṃ) といった」本生経100・嫉悪色本生物語(南伝29 頁285, J. vol. 1 p. 408)

以下が上記の慣用句から外れた用例である。

(57)「世尊、我は世尊の健全なるを見まつりぬ。世尊、我は世尊の(病気を) 耐へ給ふべくを見まつりぬ (ditṭhaṃ me bhante bhagavato khamaniyaṃ)」長部16・大般涅槃経(南伝7 頁99, DN. vol. 2 p. 99)

(58)「大徳よ、忍したまふ (ditṭhā bhante khamaniyaṃ)、慶事なり、……」相应部47-9(南伝16上 頁372, SN. vol. 5 p. 153)

(59)「気分よく (khamaniyaṃ)、健康よきや (yāpaniyaṃ)、伯父よ、卿が安寧ぞ如何に」本生経426・豹本生物語(南伝33 頁93, J. vol. 3 p. 480)

【3】「認可」という意味に訳されている用例

次に「認可」という意味に訳されている用例を紹介する。ここには「承認する」という意味と、「是とする」「可とする」という意味が含まれている。この用例はほとんどが khamati という能動動詞の直説法である。すなわち「認可する」のはその動詞の主語に相当する人物であり、もしこれが罪に関係するとすれば、「認可」は罪の被害者が、罪の加害者を「認可」するということを意味する。

(60)「僧伽よ、我が言を聞け。此処に某甲は具寿某甲より具足戒を受けんと欲す。僧伽は某甲を和尚として某甲に具足戒を授くべし。某甲を和尚として某甲に具足戒を授くることを聴す比丘は黙せよ、聴さざる者は言へ (yassāyasmato khamati itthannāmassa upasampadā itthannāmena upajjhāyena, so tuṇh'assa, yassa na kkhamati, so bhāseyya.)」

「僧伽は某甲を和尚として某甲に具足戒を授け已れり。僧伽は聴すが

故に黙す (khamati samghassa, tasmā tuñhī)。我、此の如く知る (evam etaṃ dhārayāmi)」律藏大品 1・大檀度 (南伝 3 頁 98~99, Vinaya vol. 1 p. 56)

*「誰諸長老忍, 僧与某甲受具足戒, 某甲為和尚者默然。誰不忍者説。……僧忍默然故, 是事如是持」『四分』卷 33 (大正 22 頁 799 下)

「誰諸長老忍默然。誰不忍者説。……僧忍默然故, 是事如是持」『五分』卷 16 (大正 22 頁 111 中)

「誰諸長老忍, 僧与某甲受具足, 和尚某甲。是長老默然。若不忍便説。……僧忍默然故, 是事如是持」『十誦』卷 21 (大正 23 頁 156 中~下)

「僧忍默然故, 是事如是持」『僧祇律』卷 23 (大正 22 頁 413 中)

- (61) 「苦行者 (tapassī) ありて, 何物か常に覆ふところあり。彼は『汝, こを是と為すや (khamati te idaṃ)』と問はれたるとき, 非是に於て是と答ふ (akkhamamānaṃ āha 'khamatīti'), 是に於て非是と答ふ (khamamānaṃ āha 'nakkhamatīti') 是の如く, 彼は自覚して妄語を為す。……是また実には苦行者の垢穢なり」長部 25・優曇婆羅門經 (南伝 8 頁 56, 61, DN. 25 vol. 3 p. 45, 47)
- (62) (離繫派の説) 「この説は我等に悦ばれ, 是認せらるるなり (taṅ ca pan'amhākaṃ rucati c'eva khamati)」中部 14・苦蘊小經 (南伝 9 頁 156, MN. vol. 1 p. 93)
- (63) (世尊が十無記の論題について記別しないことを) 「此等を予に説かざるを悦ばず, 忍ばず (tam me na rucati, tam me na khamati)」中部 63・摩羅迦小經 (南伝 10 頁 223, MN. vol. 1 p. 427)
- (64) 「或婆羅門は是の如き説, 是の如き見なり, 即, 『予は一切を認容す (sabbam me khamati)』と。……『予は一切を認容せず (sabbam me na khamati)』と。……」中部 74・長爪經 (南伝 10 頁 334~, MN. vol. 1 p. 498~)
- (65) 「世尊, 我は世尊に一切知を問ひ, 世尊は一切知を解答したまへり。我等そを欲し, 満足し, それによりて歡喜せり (taṅ ca pan'amhākaṃ rucati c'eva khamati ca, tena c'amhā attamanā)」以下頻出 中部 90・普棘刺林經 (南伝 11 上 頁 176~, MN. vol. 2 p. 132~)
- (66) 「尊者瞿曇は真理の護持を解答したまへり。而してそは我を慶喜せしめ, 歡受せしめ, 我それに依りて歡喜せり (taṅ ca pan'amhākaṃ

- ruccati c'eva khamati ca, tena c'amhā attamanā)」中部 95・商伽經 (南伝 11 上 頁 233, MN. vol. 2 p. 176)
- (67) 「『……受の滅によりて一切苦の滅あるべし』と。こは我らに悦ばれ、首肯せられ (c'eva khamati), それに依りて我等欣喜するなり」中部 101・天臂經 (南伝 11 上 頁 284, MN. vol. 2 p. 218)
- (68) 「世の中に此等の三人有りて存す、三とは誰か、身証と、見至と、信解なり。……具寿よ、汝はこの三人の中誰を好むか (imesaṃ āvuso tiṇṇaṃ puggalānaṃ katamo te puggalo khamati), 又 [誰か] 一履善きか、又 [誰か] 一履妙なるか」(以下同様の文章多数) 増支部 3-21 (南伝 17 頁 192~, AN. vol. 1 p. 118~)
- (69) 「此等の二の道の中の何の道を汝は可とするか (katamā paṭipadā khamati), ……」(以下同様の文章多数) 増支部 3-60 (南伝 17 頁 271, 275, 276, AN. vol. 1 p. 169, 171, 172)
- (70) 「此等の四の補特伽羅の中の何れの補特伽羅を汝は楽むか (katamo te puggalo khamati), 最も善きか、最も妙なるか」増支部 4-100 (南伝 18 頁 175, 176, AN. vol. 2 100, 101)
- (71) 「無欠にして徳の莊嚴ある有に於て何ぞ忍許すべきあらんや (akkhante nāma khantabbam)」譬喻經長老尼 17・瞿曇弥 (南伝 27 頁 387, Ap. p. 533)

ただし次の用例は、khamana+upāya という合成語である。

- (72) 「予も亦憐のために豪商と話し合ふことは出来ない。然し憐に豪商が認容する一つの方法 (ekaṃ pana te seṭṭhissa khamanūpāyam) を話してやらう、と云った」本生經 40・カディラ樹炭火本生物語 (南伝 28 頁 445, J. vol. 1 p. 230)

【4】 'kṣama' の関連語形が「許す」という意味に訳されている用例

ここには「許す」「許して下さい」の意味に訳されているケースを紹介する。もちろん許すのは罪の被害者の方であり、「許して下さい」と頼むのが罪を犯した方であることはいままでもない。したがって「許して下さい」

という場合は、動詞√kṣam の命令法・二人称か、使役動詞が使われる。パーリ語 'khamati' の場合は二人称の命令法に 'khama' があり、そのサンスクリットが 'kṣama' のようにも考えられるが、サンスクリット語においては必ずしも 'kṣama' にはならない。クラシカル・サンスクリットの動詞√kṣam の二人称・命令形は第一類動詞 (Ā) の場合は 'kṣamasva' であり、第四類動詞 (P) の場合は 'kṣāmya' であって 'kṣama' ではないからである。また "Edgerton" によっても命令形は 'kṣamāhi' とされているから (p. 209), 仏教梵語においても命令形に 'kṣama' はないようである。

しかしながら義浄は「はじめに」において紹介したように、「西国の人は但だ誤りに触れ、及び身に錯り相い触著するあれば、大小を問うこと無く、大なるは手を垂れて相い向かい、小なるは合掌、虔恭して或いは身を撫づ可くして、或る時は膊を執り、口に『懺摩 (kṣama)』という」とするから、あるいは日常的な実際の用語においては、'kṣama' が命令法として使われていたのかもしれない。

そして、この「許して下さい」を宗教的な深い意味にとると「懺悔」につながる可能性があるわけであるが、ここではむしろ日常的な軽い意味に使われているケースを紹介する。「許して下さい」と罪を犯した者が許しを乞う部分には _____ を施し、許すほうには _____ を施しておく。

まず命令法の用例を紹介する。すべて罪を犯した者が罪の被害者に許しを乞うという文脈 (直接語法) で使われている。したがって必然的に能動動詞の 1 人称現在が使われる場合は、罪の被害者が「許す」という文脈になる。

(73) 「若し前に皆のものに過失あらば大牟尼よ、罪を知らば、我等を許し給へ (khamā amhaṃ), 化導者よ」譬喻経長老尼 30・耶輸陀羅を上首とする一万八千比丘尼 (南伝 27 頁 481, Ap. p. 592)

(74) 「自分の罪を告白して (attano accayaṃ dassento)

(偈文) 大王よ、汝は許せ (mahārāja tvaṃ no khamā), ……」本生経 531・姑尸王本生物語 (南伝 36 頁 337~338, J. vol. 5 p. 307)

(75) 「長者なる居士、車にて対ひ来りかの尼にかく言へり、『導師、去れ』と。彼の尼避けんとしてそこに倒れたり。長者なる居士はかの尼に詫びたり (bhikkhuniṃ khamāpesi)。『姉者、許し給へ (khamāh'ayye),

(84)

師は我が為に倒れたり』律藏・第1提舍尼(南伝2 頁285, Vinaya vol. 4 p. 175)

* 「下車扶起謝言」『五分』卷10(大正22 頁71下)

(76) 「王よ、お許してください (khamāhi deva)」「予はあなたを許します (khamāmi te)」本生経421・理髮師ガンガマール本生物語(南伝33 頁45, J. vol. 3 p. 449)

(77) 「刀を王の足下に投げ出し、『王さま、私をお赦してください (khamāhi me deva)』と云って足下に俯伏せに臥た」本生経338・釋本生物語(南伝31 頁515, J. vol. 3 p. 125)

(78) 「王よ、お宥し下されよ (khamāhi deva)」「予はあなたをお宥します (khamāmi te)」本生経421・理髮師ガンダマール本生物語(南伝33 頁45, J. vol. 3 p. 449)

(79) 「よろしい、許さう (sādhu khamāmi) ……」といはれ、「もし私を聴して下さるなら (sace me kamatha), 私と一緒に車にお乗りください」本生経425・非処本生物語(南伝33 頁86, J. vol. 3 p. 476)

(80) 「『許したまえよ, 大雄よ (khamassu tvam mahāvira)』。人々彼に願ひたり、(吾等が) 熱を去らしめ給へ、また此の国を亡す勿れ」譬喻経6・優波離(南伝26 頁85, Ap. p. 46)

(81) 「輪廻に輪廻するうちに若し我に過失あらば, 大勇者よ、我が罪を許し給へ (aparādham khamassu me)」譬喻経長老尼28・耶輸陀羅(南伝27 頁469, Ap. p. 585), 譬喻経長老尼19・優鉢羅色(南伝27 頁416, Ap. p. 551)

(82) 「女なるものは、世間最上者よ、凡ゆる過失をなす者と思はれたり、若し我に何かの過失あらば、悲愍者よ、忍許し給へ (khamassu)」「勇者よ、卿の許によりて我は比丘尼達に教へたり、若し其処に指導宜しからざるあらば、忍主よ (khamādhīpa), 忍許し給へ (khamassu)」譬喻経長老尼17・瞿曇弥(南27 頁387, Ap. p. 533)

(83) 「我等汝に座席を供へず、飲物又は食物をも供せざりき 梵行者よ、我を恕せ (brahmacāri khamassu me), 我はこの過を知る」本生経337・座席本生物語(南伝31 頁507, J. vol. 3 p. 120)

(84) 「私の犯したこの罪を許してください (asmākaṃ adhipannānaṃ khamassu), 王象よ」本生経534・大鷲本生物語(南伝37 頁96, J. vol.

5 p. 379)

- (85) 「集まる限りの大師の衆は、[我が] 罪を知るものは牟尼の面前にて許したまへ (aparādhama jānanti khamantaṃ sammukhā mune)」
 噲經長老尼 28・耶輸陀羅 (南伝 27 頁 469, Ap. p. 585)

しかし次は、命令法が使われているが、第三者が罪の被害者に向かって「許してやれ」「許してやってくれ」と命令する文脈の中で使われている。罪を犯した私を「許して下さい」という語法と、罪の被害者に、第三者が罪を犯した者を「許してやれ」「許してやってくれ」と懲愆することは、意味も性格も全く異なるに拘らず語法は同じであるということになる (.....を施しておいた)。なお後の (103) の文章中にもこの用例が含まれている。

また以下の用例には 'paṭikaroti' が「懺悔」と翻訳されている用例が含まれている。これには語句の下に~~~~~を施しておいた。

- (86) 「比丘よ、汝、過失を過失として見て如法に懺悔するが故に (accayaṃ accayato disvā yathā dhammaṃ paṭikarosi)、我等、此を受けん (tan te mayam paṭiggaṇhāma)。比丘よ、聖者の律に増長あり、過失を過失として見て如法に懺悔して (vuddhi h'esā bhikkhu ariyassa vinaye yo accayaṃ accayato disvā yathā dhammaṃ paṭikaroti) 未来を撰するに資せばなり (āyatim saṃvaram āpajjati)。

(しかる後に、釈尊はその過失が舎利弗に対する誹謗であったゆえに、舎利弗に向かって)「舎利弗よ、この癡人を容し (khamā sāriputta imassa moghapurisassa)、其処に於て頭を七分せしむること勿れ」
 増支部 9-12 (南伝 22 上 頁 38, AN. vol. 4 p. 377~378)

- (87) 「尊者よ私の母を許したまえ (bhante mayham mātu khamatha)」
 「許します、大王よ (khamāma mahārāja)」本生経 421・理髮師ガングマラ本生物語 (南伝 33 頁 51, J. vol. 3 p. 453)

- (88) 「何卒、王様、キンナラー后妃様をお許しくくださいます様に (khamā deva kinnarādeviyā)」「斯う司祭官が請うたので王はこれを許し (khamitvā)、王宮から彼女を放り出した」本生経 536・鳩那羅本生物語 (南伝 37 頁 209, J. vol. 5 p. 440)

次のものは使役形である。これは罪を犯した者が罪の被害者に許しを乞うという客観的な情景を描写する場合に使われる。すなわち罪を犯した者とその被害者の直接的な対話ではなく、間接話法として使われるから、「許して下さい」「許します」という文脈はなく、したがって能動態の一人称の動詞で「許します」という文章が続くものはない。

- (89) 「彼等は僧伽により驅出羯磨をなされて如法に去らず、(謹慎を表して)毛を落とさず (na lomam pāntenti), 罪を免るる道を行ぜず (na netthāraṃ vattanti), 諸比丘に許しを乞はずして (na bhikkhū khamāpentī) (却って) 罵り誘ひ、諸比丘は愛に随ひ、瞋に随ひ、癡に随ひ、怖に随ひて悪を行ふとて或は(住处を)立ち去り、或は又俗に還れり」律藏・第13僧残(南伝1 頁308~9, Vinaya vol. 3 p. 183)
- (90) 「許しを乞うて三偈を唱えた (khamāpentī tisso gāthā āha)」本生経 531・姑尸王本生物語(南伝36 頁340, J. vol. 5 p. 308)
- (91) 「吾其のときも、大雄よ、燃ゆれどこれによく耐へ居しを、汝は其の熱とり給ひ、自存者の許し、吾得たり (sayambhuṃ ca khamāpayim)」譬喻経6・優波離(南伝26 頁86, Ap. p. 47)
- (92) 「王の伴たちもまた許しを乞うた (rājaparīsāpi naṃ khamāpesi)」本生経421・理髮師ガンダマール本生物語(南伝33 頁51, J. vol. 3 p. 453)
- (93) 「仏に吾は罪犯したり、凡ての市を吾等失はむ、吾等彼の牟尼に許しを請はむ (khamāpessāma taṃ munim)」譬喻経6・優波離(南伝26 頁85, Ap. p. 46)
- (94) 「彼は菩薩の許に行き赦しを乞うて (so gantvā bodhisattaṃ khamāpetvā), 『汝の国は汝自身のものであれ』とて……」本生経282・善人本生物語(南伝31 頁215, J. vol. 2 p. 401)
- (95) 「菩薩を敬礼し、その許を得て遂に王の許に来た (mahāsattaṃ vanditvā khamāpetvā rañño santikaṃ āgatā)」本生経380・疑姫本生物語(南伝32 頁165, J. vol. 3 p. 254), 本生経385・鎧提鹿王本生物語(南伝32 頁193, J. vol. 3 p. 271)
- (96) 「彼に事情を審かに話してその許しを乞い (tam atthaṃ ācikkhitvā khamāpetvā), 「これが私の贖罪の印です (idaṃ me daṇḍakam-maṃ)」と云って、あらゆる音声を知り得る呪文を与へて、……」本生

- 経 386・馳馬子本生物語 (南伝 32 頁 203, J. vol. 3 p. 276), 本生経 423・根本生物語 (南伝 33 頁 76, J. vol. 3 p. 469), 本生経 425・非処本生物語 (南伝 33 頁 90, J. vol. 3 p. 478), 本生経 443・小菩提童子本生物語 (南伝 33 頁 236, J. vol. 4 p. 27), 本生経 444・カンハディーバーヤナ道士本生物語 (南伝 33 頁 242, J. vol. 4 p. 30), 本生経 543・槃達龍本生物語 (南伝 38 頁 258, J. vol. 6 p. 179)
- (97) 「(汝の) 許しを乞いつつ, 汝を連れて帰るであろう (*khamāpetvā taṃ ādāya gamissanti*)」本生経 417・迦梅延本生物語 (南伝 33 頁 9, J. vol. 3 p. 427)
- (98) 「八万の猿は菩薩に挨拶し, 許を得て (*mahāsattam vanditvā khamāpetvā*), 云はれた通りにして去った」本生経 407・大猿本生物語 (南伝 32 頁 355, J. vol. 3 p. 372)
- (99) 「如来に (*tathāgataṃ*) 罪の許しを乞うて (*khamāpetvā*) 立ち去った (*pakkāmi*)」本生経 530・サンキッチャ仙本生物語 (南伝 36 頁 252, J. vol. 5 p. 262)
- (100) 「菩薩に 許しを乞いに仙処に入っていった (*bodhisattam khamāpetum assamaṃ pāvisi*)」本生経 532・数那羅陀仙本生物語 (南伝 36 頁 366, J. vol. 5 p. 321)
- (101) 「その人がやって来て, 許しを請ふために私の足もとにひれ伏すの だったら (*khamāpanatthāya mama pādesu patite*) 私は太陽を昇らせませう」本生経 497・摩登伽本生物語 (南伝 35 頁 24, J. vol. 4 p. 389)

また次の用例は、使役動詞が罪を犯した者に対して、第三者に「許しを乞わせる」文脈として使われている (.....を施した)。

- (102) 「彼等はその男のところに行って, ……摩訶薩の足元に跪かせて許しを乞わせた後 (*te gantvā taṃ ……mahāsattvassa pādāmūle nipajjāpetvā khamāpetvā āhamsu*), ……」本生経 497・摩登伽本生物語 (南伝 35 頁 24, J. vol. 4 p. 389)

また次の用例には、使役動詞が罪の被害者に加害者を「許させる」とい

(88)

う意味で使われている (_____ を施した)。(104) も使役動詞からできた *khamāpana* が「堪忍」と訳されているが、文脈からいえばこうした意味である。これは菩薩である王がその妻にだまされた司祭をなだめるというシチュエーションでの文章であり、王が司祭に妻を「許してやれ」というのである。したがって「許させる」ことが目的ということになる。

(103) 「王よこれらの愚人を許してやってくださいと、許させて (*khamatha deva etesaṃ andhabālānaṃ ti khamāpetvā*) ……」本生経 546・大毘道本生物語 (南伝 39 頁 107, J. vol. 6 p. 389)

(104) 「とかく夫人といふものは罪深いものだ、夫人の事も我慢した方がよいだらうと云って、堪忍させる目的で (*khamāpanatthāya*), 第一の偈を唱へた」本生経 191・ルハカ婆羅門本生物語 (南伝 30 頁 189, J. vol. 2 p. 114)

次の用例は使役動詞の命令法である。このうち、(105) は罪を犯した者に第三者が罪の被害者に「許しを請え」と命令する意味となっている。また (106) は使役動詞の二人称命令法であると考えられるが、なぜこのような形となっているか判らない。

(105) 「姑尸王に許しを乞へよかし (*khamāpehi kusarājaṃ*), 姑尸汝を許しなば汝の生命は救はれむ (*khamāpito kusarājā so te dassati jīvitam*)」本生経 531・姑尸王本生物語 (南伝 36 頁 338, vol. 5 p. 308)

(106) 「是の如き人を害ひ、恰も点したる火を抱くが如く、毒蛇を觸むが如くして、而もわれに祥福あらんや。われを恕せよ (*khamehi no*)」長老尼偈・第 398 偈 (南伝 25 頁 400, Thig. V. 398 p. 162)

また次の用例には、一つの文章に命令形と使役形が同時に使われている。すなわち「許して下さい」という直接語法を引き取って、間接語法で情景として描写しているわけである。

(107) 「尊者私をお許しくくださいと言って、許しを乞い (*khamatha me bhante ti khamāpetvā*), 片側に坐った」本生経 542・カンダハーラ詞

祭官本生物語 (南伝 38 頁 146, J. vol. 6 p. 130)

次は許すほうの用語のみが使われている文章である。

- (108) 「王は彼の言葉を聞いて樹枝童子を許した (*rājā tassa vacanam sutvā sākhassa khami*)」本生経 445・尼拘律童子本生物語 (南伝 33 頁 261, J. vol. 4 p. 43)
- (109) 「彼女の罪を許し (*tassā……dosam khamitvā*), その地位から追い出して……」本生経 536・鳩那羅本生物語 (南伝 37 頁 219, J. vol. 5 p. 444)
- (110) 「汝を許す (*khamāmi te*), 好むところに去れ」本生経 523・アランブサー天女本生物語 (南伝 36 頁 78, J. vol. 5 p. 160), 本生経 532・数那難陀仙本生物語 (南伝 36 頁 380, J. vol. 5 p. 327)

次のものは名詞としての 'khantā' が「許す」という意味に訳されている。しかしこの訳が適当かどうかには議論の余地があるであろう。

- (111) 「大雄は常に人許す (*sadā khantā mahāvīrā*), (常に) 行者等は耐へ忍ぶ (*khamitā ca tayassino*)。人許す者, 忍ぶ者等の, 取えて仇なすことあらず (*khantānam khamitānam ca, gamanaṃ taṃ na vijjati*)」譬喻経 6・優波離 (南伝 26 頁 85, Ap. p. 46)

以上のように、罪を犯した者が「許しを乞う」とか「許しを得る」というように、あるいはその代理人が罪を犯した者に代わって「許してやってくれ」と間に立つ場合、要するに罪を犯した者の側から表現された場合は、すなわち _____ を施した部分は、さまざまな人称や時制、あるいは *moods* が用いられているために、さまざまな語形が現れているが、例外なく「命令法」ないしは「使役動詞」であることが判る。これに対して罪の被害者の方、すなわち罪を許すほうは能動動詞・直説法の語形である。したがってそもそも 'kṣama' はそれが能動態の動詞を名詞化したものであるとすれば、罪を犯したほうの側の行為ではなく、罪の被害者で、罪を贖われるほうの行為を示す用語でなければならないということになる。

(90)

なお以下のものは翻訳の上で、_____を施した「許しあい」が罪の被害者の側の行為のように訳されているが、「許しを請いあって」と翻訳すべきところであろう。

(112)「二人とも賢者であるから、互いに許しあい、相談し合って来なさい (ubho pi pañḍitā aññaṃaññaṃ khamāpetvā mantetvā etha)」本生経 546・大毘婆沙本生物語 (南伝 39 頁 143, J. vol. 6 p. 412~413)

以上のように、罪を犯して許しを乞う側はいつの場合も「使役形」か「命语法」が用いられているのであるが、唯一の例外は、

(113)「あなたは何も得ずに立ち去られました、これは私どもの手おちでございます。それをどうぞご容赦ください (tan no khamituṃ vaṭṭati)」本生経 337・座席本生物語 (南伝 31 頁 506, J. vol. 3 p. 120)

である。しかしこれも 'khamituṃ vaṭṭati' の 'vaṭṭati' で、「他をして忍耐せしめる」といったニュアンスを込めているのであろうから、これも大きな相違はないというべきであろう。

【5】 'kṣama' の関連語形が「悔過」「謝罪」「詫び」などの言葉に訳されている用例

ここでは「許して下さい」「許します」といった軽い訳語ではなく、「悔過」「謝罪」「詫び」など、もう少し重い訳語で訳されている用例を紹介する。ただしこれはあくまでも「南伝大蔵経」における訳語の相違であって、それ以上のものではない。しかしそれにしても「南伝大蔵経」では、'kṣama' の関連語形の訳語として「懺悔」という言葉が用いられているケースが一例もないということは注目すべきであろう。「南伝大蔵経」によるその訳文は、単に訳者の好みによる場合もないではないであろうが、多くは前後の文脈によって選択されたものであろうことを考えると、このことは少なくとも原始仏教における「懺悔」を考えると、看過されるべきでないであろう。ただし以下の文中に「懺悔」の訳語が見られるものがあるが、それは 'paṭīkaroti' に与えられた訳語である (用語の下に

を付しておいた)。

なお本項でも、罪を犯した者の行為を示す用語には、 を施しておいた。したがって は悔過を受けるほうである。そしてここでは を施した語はすべて使役動詞が使われていて、能動動詞の命令法で表されている用例はない。すなわちこれは、罪を犯した当人が「悔過します」「謝罪します」というのではなく、客観的な状況を説明する間接話法の中で使われていることを意味する。

まず「悔過」という訳語が与えられているものを紹介する。すべて「律蔵」の用例である。

(114)「その時弟子等は擯出されて悔過せざりき (saddhivihārika paṇāmitā na khamāpentī)。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、悔過することを許す (anujānāmi bhikkhave khamāpetum)」。尚、悔過せざりき (n'eva khamāpentī)。世尊に此義を告げたり。比丘等よ擯出せられた者は悔過せざるべからず (na bhikkhave paṇāmitena na khamāpetabbo)。悔過せざるものは悪作に墮す (yo na khamāpeyya, āpatti dukkaṭassa)」律蔵大品1・大撻度(南伝3 頁94 ~95, Vinaya vol. 1 p. 54)

*「彼被訶責已，不向和尚阿闍梨懺悔。仏言，被訶責已，応向和尚阿闍梨懺悔」『四分』卷34(大正22 頁804下)

「弟子不肯悔過。以是白仏。仏言，不応不悔過」『五分』卷16(大正22 頁113下)

(115)「その時、和尚等は悔過に 応ぜざりき (upajjhāyā khamāpiyamānā na khamanti)。世尊にこの義を告げたり。『比丘等よ、悔過に 応ぜざることを許す (anujānāmi khamitum)』。尚、悔過に 応ぜざりき。弟子等は去り、還俗し、外道に入れり。世尊にこの義を告げたり。『比丘等よ、悔過に 応ぜざるべからず、悔過に 応ぜざる者は悪作に墮す (na ……khamāpiyamānena na khamitabbam, yo na khameyya, āpatti dukkaṭassa)」律蔵大品1・大撻度(南伝3 頁95, Vinaya vol. 1 p. 54)

*「爾時、有師不受弟子悔過。以是白仏。仏言、若還有慚愧敬愛供養，不応不受悔過。受悔過者罪則除滅」『五分』卷16(大正22 頁113下)

(116) 「彼等は僧伽より驅出羯磨を受け、正しく行ぜず、随順ならず (na lomam pāṭenti), 滅罪を願はず (na netthāraṃ vattanti), 比丘等に悔過せず (na bhikkhū khamāpentī), 罵詈譏諷し、欲に随ひ、瞋に随ひ、癡に随ひ、怖に随ふとて誹謗し、或は去り或は還俗せり」律藏小品 1・羯磨健度 (南伝 4 頁 20~21, Vinaya vol. 2 p. 14)

* 「得驅出羯磨故、心悔折伏柔軟、從僧乞解驅出羯磨」『十誦』卷 31 (大正 23 頁 223 下。正確に对照しているわけではない)

(117) 「比丘等よ、然らば僧伽は比丘善法に下意羯磨を行ひ、居士質多羅に悔過せよ (tena hi bhikkhave saṃgho sudhammassa bhikkhuno paṭisāraṇiyakammaṃ karotu citto te gahapati khamāpetabbo ti) と言ふべし」(以下その作法) 律藏小品 1・羯磨健度 (南伝 4 頁 25, Vinaya vol. 2 p. 18)

* 「若僧時到僧忍聽、僧今為善法比丘作遮不至白衣家羯磨」『聽差使至質多羅居士家、為善法比丘懺悔質多羅居士』『四分律』卷 44 (大正 22 頁 893 上)

「今僧与作下意羯磨謝彼白衣」『五分律』卷 24 (大正 22 頁 163 下)

「今向質多羅居士懺悔。是名白」『十誦律』卷 31 (大正 23 頁 225 上)

「汝可就彼長者而求懺摩、彼容恕已、方可收攝」『根本説一切有部百一羯磨』卷 8 (大正 24 頁 488 下)

(118) 「時に、僧伽は比丘善法に下意羯磨を行ひ、居士質多羅に悔過せよ (citto te gahapati khamāpetabbo) と言へり。彼は僧伽より下意羯磨を受け摩叉止陀に往きしが、羞愧して居士質多羅に悔過すること能はず (nāsakkhi cittaṃ gahapatiṃ khamāpetum) 再び舍衛城に還れり」律藏小品 1・羯磨健度 (南伝 4 頁 28, Vinaya vol. 2 p. 19)

(119) 「比丘等よ、彼比丘善法は同伴比丘と俱に摩叉止陀に行き居士質多羅に悔過して、『居士よ、悔過を受けよ (khamāpetabbo khama gahapati), 我有怨を請ふ (pasādemī taṃ)』と言ふべし。此の如く言ひて悔過を受ければ善し (evaṃ ce vuccamāno khamati icc etaṃ kusalaṃ), 若し受けずば同伴比丘は (no ce khamati anudūtena bhikkhunā vattaṃ), 『居士よ、此比丘の悔過を受けよ (khama gahapati imassa bhikkhuno), 彼、宥怨を請ふ (pasādeti taṃ)』と言ふべし。此の如く言ひて若し悔過を受ければ善し (evaṃ ce

vuccamāno khamati icc etaṃ kusalam), 若し受けずば同伴比丘は『居士よ、此比丘の悔過を受けよ (khama gahapati imassa bhikkhuno), 我有怨を請ふ (ahan taṃ pasādehi)』と言ふべし』律藏小品1・羯磨健度 (南伝4 頁29, Vinaya vol. 2 p. 20)

*「至居士家如是語。居士懺悔。僧已為善法比丘作罰論。彼若受懺悔者善。……若不受者。犯罪比丘應自往懺悔 (以下略)』『四分』卷44 (大正22 頁893中)

「彼比丘應將僧所差比丘往捉白衣手謝言。……我今悔過。受我悔過。若受者善。(以下略)』『五分律』卷24 (大正22 頁163下~164上)

「語居士言。是比丘……汝今聽是比丘懺悔。若受懺悔者。…… (以下略)』『十誦』卷31 (大正23 頁225上)

以上のように _____ を施した罪を犯して悔過するほうには使役動詞が使われ、悔過を受けるほう、すなわち許すほうには能動動詞が使われている。そして悔過を受ける(許す)ほうには、罪の直接の被害者と、罪を犯した比丘が属するサンガの両様があることが判る。サンガが罪の悔過を受けるということは、この「悔過」がサンガの羯磨(行事)として行われていることを示すものに外ならない。

また能動動詞の二人称・命令法も用いられるが、これは罪の加害者が被害者に「悔過を受けよ」と命令する場合(したがって「許して下さい」に相当する)と、その代理人たる第三者(サンガの代表者)が「悔過を受けよ」と懲罰する場合とがあることが判る。「悔過を受けよ」という訳語自体が、これがサンガ行事として行われていることを示すといつてよいであろう。

また「悔過」に相当する部分に『四分律』と『十誦律』は「懺悔」という訳語を使っている。それにもかかわらず「南伝大藏経」の訳者はそれを採用していないことは興味深い。なお、義浄の訳した『根本説一切有部律』では「懺摩」を使い、『五分』は「悔過」である。なお「南伝大藏経」が「懺悔」を使う原語は '(āpatti) patikaroti' である。

次に「謝」という文字が使われている用例である。「罪を謝す」という重い訳語もあれば、単に「謝る」という比較的軽い訳語も含まれる。_____ を施した部分は、罪を犯した者の行為を示す。すべて使役動詞である。

(94)

(120) 「時に、毘舍離の跋闍子比丘等は随伴比丘に問へり。友よ、耶舍迦乾陀子は毘舍離の優婆塞等に謝せりや (khamāpitā āvuso yasena kākaṇḍakaputtēna vesālikā upāsakā)」律藏小品 12・七〇〇結集羯度 (南伝 4 頁 445, Vinaya vol. 2 p. 298)

* 「耶舍謝諸優婆塞已」『五分』卷 30 (大正 22 頁 192 下)

(諸比丘は下意羯磨をなし、諸白衣に「懺悔」をさせる決議を行った。)
「聞已如是思惟。我向諸白衣懺悔時、能事事說法、……」『十誦律』卷 60 (大正 23 頁 450 下)

(121) 「その時、比丘尼等は罪を懺悔せざりき (āpattiṃ na patikaronti)。世尊に此義を告げたり。『比丘等よ、比丘尼は罪を懺悔せざるべからず (na bhikkhave bhikkhuniyā āpatti na patikātabbā)。懺悔せざる者は悪作に墮す (yā na patikareyya, āpatti dukkaṭassa)。……

その時、比丘尼等は街路、巷路、四衢道に於て比丘を見て鉢を地に置き上衣を偏袒になし踞蹠し合掌を捧げて罪を懺悔せり (añjalim paggahe tvā patikaronti)。人々は呟き憤り毀れり。『此は彼等の婦なり、此は彼等の情婦なり。夜、等閑にして今謝す (manussā ujjhāyanti khīyanti vipācenti; jāyāyo imā imesaṃ, jāriyo imā imesaṃ, rattim vimānetvā idāni khamāpentī)』。世尊に此義を告げたり。『比丘等よ、比丘等、比丘尼等の罪を受納すべからず (na bhikkhave bhikkhūhi bhikkhuninaṃ āpatti paṭiggahetabbā)。受納する者は悪作に墮す。比丘等よ、比丘尼等、比丘尼の罪を受納することを許す (anujānāmi bhikkhave bhikkhunihi bhikkhuninaṃ āpatti patikātabbā)』 (以下に羯磨に関する同じような規定が続く) 律藏小品 10・比丘尼羯度 (南伝 4 頁 387, Vinaya vol. 2 p. 259~260)

(122) 「かの男の尼に対する愛著の情も即時に滅び失せ、彼は尼に対して懺謝したり (khamāpayi ca naṃ)」長老尼偈・第 397 偈 (南伝 25 頁 400, Thig. V. 397 p. 162)

(123) 「彼は急いで行って、彼を敬礼し罪を謝して (so vegena gantvā taṃ vanditvā khamāpetvā) 第一の偈を唱へた」本生経 303・一王本生物語 (南伝 31 頁 324, 325, J. vol. 3 p. 14, 15), 本生経 351・摩尼耳環本生物語 (南伝 32 頁 3, J. vol. 3 p. 155), 本生経 355・蘇油王子本生物語 (南伝 32 頁 28, J. vol. 3 p. 170)

- (124) (在家信者がある比丘尼が床座を盗んだものと誤解して常施食を断った。しかしそれは誤解で床座が出てきたので)「かの比丘尼にあやまりて(復)常施食をなせり (taṃ bhikkhunim khamāpetvā niccabhattikaṃ paṭṭhapesuṃ)」律藏・比丘尼第15波逸提(南伝2 頁440, Vinaya vol. 4 p. 272)
- (125) 「舅の足元に平伏し (sasurassa pādesu patitvā), 謝罪して(khamāpetvā), 常日頃の仕方^で世話し始めた」本生経446・球茎本生物語(南伝33 頁264, J. vol. 4 p. 44)

次に紹介するものには、使役動詞の命令形が含まれている。罪を犯した者に「謝りなさい」という第三者の命令を表す。

- (126) 「その時かの婦かの人に云へり。『……彼の比丘は(悪を)作せるものに非ず、行きて彼に謝罪せられよ (gaccha naṃ khamāpehi)』と。かくてこの人かの比丘に謝罪せり (so puriso taṃ bhikkhuṃ khamāpesi)」律藏・第67波逸提(南伝2 頁209, Vinaya vol. 4 p. 132)
* 「我当礼拜懺悔, 時尊者阿那律従三昧覚已。長者即便懺悔。唯願大徳, 受我懺悔。阿那律受其懺悔」『四分』卷13(大正22 頁654中)
- (127) 「大王に謝りなさいと云って謝罪させてから (rājānaṃ khamāpetha ti khamāpetvā) ……」本生経528・大菩提沙門普行本生物語(南伝36 頁217, J. vol. 5 p. 245)

また次は使役動詞の命令法ではなく、直説法であるけれども、第三者が罪を犯した者に「謝らせる」という意味となっている。(129)は khamāpana+attha という合成語で、同じく第三者が罪を犯した者に「謝らせる」という意に訳されている。

- (128) 「王子たちを納得させ、王に謝罪させるのは、私以外にはない (ṭhapetvā maṃ añaño kumāre saññāpetvā khamāpetuṃ samattho nāma n atthi)」本生経528・大菩提沙門普行本生物語(南伝36 頁198, J. vol. 5 p. 235)
- (129) 「王は姑尸王から親愛の言葉を得て心安んじ、宮殿に上ってパー

ヴァティーを呼んで、彼女をあやまらせに行かすべく
(khamāpanatthāya pesetum), ……」本生経 531・姑尸王本生物語 (南
伝 36 頁 338, J. vol. 5 p. 307)

次は「詫びる」という語が使われている場合である。しかし実際には軽い意味の「謝」と翻訳される場合と大差はない。これもすべて使役動詞である。

(130) 「彼女は夫と舅に (sā sāmikañ ca sasurañ ca) お詫びをして
(khamāpetvā), それからは……世話した」本生経 446・球基本生物語
(南伝 33 頁 272, J. vol. 4 p. 49), 本生経 447・大護法本生物語 (南伝 33
頁 281, J. vol. 4 p. 55)

(131) 「(王は) 末利やその嫁たちに (mallikañ ca suñisāyo c assā) 詫
びをいい (khamāpetvā), 末利には恩寵を施した」本生経 465・跋陀婆
羅樹神本生物語 (南伝 34 頁 15, J. vol. 4 p. 151)

(132) 「(帝釈は) 彼に敬礼し (taṃ abhivādetvā), お詫びして
(khamāpetvā), 立ち去った」本生経 480・アキッティ婆羅門本生物語 (南
伝 34 頁 186, J. vol. 4 p. 242), 本生経 481・タッカーリヤ青年本生物語
(南伝 34 頁 192, J. vol. 4 p. 244)

(133) 「長者なる居士車にて対ひ来りかの尼にかく言へり、『尊姉, 去れ』と。
彼の避けんとしてそこに倒れたり。長者なる居士はかの尼に詫びたり
(bhikkhunim khamāpesi)。『姉者, 許し給へ (khamāh'ayye), 師は
我が為に倒れたり』律藏・第 1 提舍尼 (南伝 2 頁 285, Vinaya vol. 4
p. 175)

* 「下車扶起謝言」『五分』卷 10 (大正 22 頁 71 下)

次は罪を犯した者に第三者が「詫びさせる」という意味に訳されている。
しかし語形としては自ら詫びる場合と違いはない。

(134) 「マハーダッダラは (弟をして) 父に詫びさせてこれを引き止めた
(pitaram khamāpetvā vāresi)。二度目に王を怒らせた時も亦父に詫
びさせた (khamāpesi)」本生経 304・ダッダラ龍本生物語 (南伝 31 頁

328, J. vol. 3 p. 16)

「なだめる」という訳語は筆者の調査の限りでは次の用例だけである。

- (135) 「(私は) 兄をなだめることもできよう (khamāpetum pahomi)。」「なだめよう (khamāpessāmi)」「四天王や帝釈を連れてきてなだめてもらおう (khamāpeyyam)」本生経 532・数那難陀仙本生物語 (南伝 36 頁 354, J. vol. 5 p. 315)

【6】 その他

最後に 'khamati' に由来する用語が「南伝大蔵経」において、上記の 5 項に納まりにくい言葉で翻訳されているものを紹介しておく。これらがどのような意味・ニュアンスで訳されたのかを調査する必要もあるであろうが、本稿にはさして影響のないものと判断されるので、'khamati' に由来する用語の翻訳例くらいに理解していただきたい。

- (136) 「茲に苦行者 (tapassi) ありて苦行を勤修し、諸食に於て分別を為して言く、『我これを好み、これを好まず (idam me khamati, idam me nakkhamati)』と。彼はその好まざるものをば得んことを避け (assa nakkhamati taṃ sāpekho pajahati)、好めるものに愛着し (assa khamati taṃ gathito)、之に惑はされて、その諸患を見ず、出要を知るを得ず……是また実に苦行者の垢穢なり」長部 25・優曇婆迦師子経 (南伝 8 頁 55, 59, DN. 25 vol. 3 p. 43, 46)
- (137) 「(汝が) 虚空に趺坐すること、恰も翼ある鳥の如く (ākāse pi pallaṅkena khamasi seyyathāpi pakkhisakuṇo)、……」相应部 12 -70 (南伝 13 頁 184, SN. vol. 2 p. 126)
- (138) 「古き [過去] を欢喜すべからず、新しき [現在] に対して忍 (愛着) せざれ (nave khantiṃ na kubbaye)。減退しつつあるを愁ふべからず。鈎引者 (渴愛) に依止すべからず」経集 4 義品・第 944 偈 (南伝 24 頁 359, Sn. p. 184)
- (139) 「……凡て一人の正見を具へたる補特伽羅を、悪心を以て罵り呵る

人あらば彼は此より更に多くの非福を生ずべし、何故に爾るか、婆羅門曇弥よ、我は同梵行者を損傷すると同じき損傷を (evarūpiṃ khantiṃ) 此の外に説かず、故に婆羅門曇弥よ、忍に是の如く学ぶべし」増支部 6-54 (南伝 20 頁 124, AN. vol. 3 p. 372), 増支部 7-69 (南伝 20 頁 395, AN. vol. 4 p. 136 ここでは忍と訳している)

(140)「常に訴訟し、……我、彼比丘等を如何に為すべきや」「曇弥よ、汝は二部より法を聞け、二部より法を聞きて、其中、如法説比丘等の見、忍、喜、執 (ditṭhiṃ ca khantiṃ ca ruciṃ ca ādāyaṃ ca) を以て所喜とせよ」律蔵大品 10・拘睺弥提度 (南伝 3 頁 615, Vinaya vol. 1 p. 355)

(141)「優波離よ、此処に比丘あり、非法を法と説き、此を非法なりと見、破僧を非法なりと見、見を堅持し、忍を堅持し (khantiṃ vinidhāya)、喜を堅持し、修を堅持して唱言し、箒を取らしめ、此は法なり、此は律なり、此は師の教なり、此を取り此を信樂せよといふ。優波離よ、此の如き破僧者は悪趣地獄に往き一劫住して救ふべからず」律蔵小品 7・破僧提度 (南伝 4 頁 314, 315, Vinaya vol. 2 p. 205, 206), 律蔵・附隨 (南伝 5 頁 341~342, Vinaya vol. 5 p. 202~203)

(142)「五事により、『我は初禪を得たり』と……、『……語られたり』と思ふ。所見に異なりて説く、所忍に異なりて説くなり (vinidhāya khantiṃ)。(以下)」律蔵・第 4 波羅夷 (南伝 1 頁 155, 162, 167, Vinaya vol. 3 p. 93, 97, 100), 律蔵・第 1 波逸提 (南伝 2 頁 4~6, Vinaya vol. 4 p. 2~4)

結 語

以上パーリ聖典におけるサンスクリット語の 'kṣama' に相当する用語、すなわちパーリ語の動詞 'khamati' とそれからの派生語の用例が、「南伝大蔵経」においてどのように訳されているかを調査してきた。ここで各項の調査結果をまとめておこう。

第 1 項では、'khamati' の本来の意味であるとされる「忍耐する」という意味で訳されている用例を紹介した。しかし 'khamati' が「忍耐する」という意の能動動詞として用いられるケースは意外に少なく、多くは

'khamā' 'khama' 'khanti' 'khanti' 'khantā' という名詞として用いられている。そして注目すべきは、このような名詞として用いられている用例の全ては「忍耐」を意味し、「懺悔」ないしはそれに類する意味を表す場合は一つもないということである。もしサンスクリット語の 'kṣama' が名詞であって、しかも「懺悔」を意味するとするならば、それはサンスクリット特有の用法であって、パーリにはないといわなければならない。

第2項では、'khamati' が健康や日常の安否を問う言葉として訳されている用例を紹介した。要するに「忍耐できるような状態であるかどうか」を問うもので、第1項の「忍耐する」という意味からのヴァリエーションということができる。そして大部分は 'kacci……khamaniyaṃ' という構文による慣用句である。

第3項では、「認可する」という意味に訳されているケースを紹介した。この用例はほとんど全てが 'khamati' という動詞として用いられている。したがって動詞としての 'khamati' は「忍耐する」よりも、「承認する」「是とする」「可とする」という意味の方が一般的であるということがわかる。もしそうとするなら 'kṣama' の辞典的な解説は「罪を許して忍ぶようにと他人に乞うこと」ではなく、「罪を<認可>してくれと他人に乞うこと」という説明の方がよいであろう。要するに「忍ぶ」=「認可する」なのである。

第4項では、'khamati' が「許す」という意味に訳されているケースを紹介した。しかし「許す」のはもちろん罪の被害者の方で、罪を犯した者ではない。したがって罪を犯した者が「許して下さい」と請うのは、能動動詞としての通常の形ではない。そこで 'khamati' の2人称・命令法が、罪を犯した者が罪の被害者に「許して下さい」と許しを乞う文脈で使われる。したがって、'khamati' の1人称・現在形が「許します」を意味することになる。しかし 'khamati' の2人称・命令法は罪を犯した者ではなく、いわばその代理人が「許してやってくれ」と懇願する場合にも使われる。極端に言えばこの場合は、罪を犯した者が反省していない場合もありえることになるから、「懺悔」に通じるものとは言い難い。

また 'khamati' から作られた使役動詞が「許しを乞う」を意味する場合がある。しかしこれは罪を犯した者とその被害者が相対する直接話法ではなく、罪を犯した者が罪の被害者に対して許しを乞うという客観的情景

を描写する場面で使われたものである。しかしこれは使役動詞であるために、第三者が罪の加害者に対して被害者に「許しを乞わせる」という意味にも、あるいは罪の被害者に加害者を「許させる」という意味にも用いられる。また使役動詞の2人称・命令法は第三者が罪を犯した者に「許しを請え」と命令する時にも使われる。もし以上のようなケースを「懺悔」と訳するなら、この懺悔は強制されて行う懺悔となり、また罪を犯した者があずかり知らぬところで被害者に許させる行為も懺悔ということになる。

第5項では、'khamati' が「悔過」「謝罪」「詫び」など、「許して下さい」よりもすこし重い言葉に訳されているケースを紹介した。しかしこれは訳語の問題のみで、前項とさほど異なるものではない。しかしこのような訳語で訳された場合はすべて使役動詞である。罪を犯した者とその被害者の相対する直接話法の会話では、「悔過します」「悔過を受けます」、「謝罪します」「謝罪を受けます」、「詫びます」「詫びを受けます」といった表現はそぐわないからであろう。そして「悔過」という言葉が使われるのは全て律蔵であって、漢訳ではここに「懺悔」という訳語が使われた場合があることが判る。ところがそれにもかかわらず、「南伝大蔵経」の翻訳者達は「懺悔」という言葉を使っていない。大乘仏教では「懺悔」はすぐれて宗教的な、重い意味を持つ概念であるに拘らず、原始経典ではそれに相応するような内容を具備していないという感覚がどこかにあったからであろう。

なお、「悔過」の受け手は普通は罪の被害者であるが、律蔵ではそれがサンガの場合もあることがわかる。要するに罪を「許す」のはサンガということであり、「悔過」という言葉自体が個人的、主体的なものではなく、サンガの羯磨（行事）として組み込まれたものであることを示す。したがってここでは能動動詞の2人称・命令法も「悔過を受けよ」と訳されている。第4項では、罪を犯した者が罪の被害者に「許して下さい」と許しを乞う文脈で使われていたのであるが、ここでは罪を犯した本人、あるいはその代理人がサンガの行為（羯磨）として「悔過を受ける」ことを要求しているのである。これはいわばサンガとしての強制的命令であって、「懺悔」の範疇には含まれないであろう。

またここでも使役動詞の命令法の用例がある。これは罪を犯した者に対して「謝りなさい」という命令を表すことは、第4項の「許しを請わせる」と同じである。

以上を語形を中心にしてその代表的な訳語を一覧できるように図表化しておく。(数字は資料番号)

語形	加害者	被害者	第三者
khamatiの直説法		忍耐する(1~9) 認可する(60~72) 許す(73~86、108~110) 悔過に应じる(114~119)	(サンガが)悔過に应じる(115)
名詞		忍耐(10~41)	
khamatiの2人称・命令法	(直接話法) 許して下さい(73~85、107)		被害者に対して加害者を「許してやれ」(86~88、103) 被害者に対して「悔過に应じよ」(119)
khamatiの未来受動分詞		「ご機嫌いかが」(42~59)	
使役動詞	(間接話法) 許しを請う(89~101、107) 悔過する(114~119) 謝罪する(120~125) 詫びる(130~132)		加害者に対して被害者に「許しを請わせる」(102) 「謝らせる」(128~129) 「詫びさせる」(134) 被害者に対して加害者を「許させる」(103~104)
使役動詞の2人称・命令法			加害者に対して被害者に「許しを請わせる」(105) 「謝らせる」(126~127)

以上がパーリ聖典における 'kṣama', すなわちパーリ語の 'khamati' に関わる用語の「南伝大蔵経」における訳例の分析結果である。この結果に沿って、一般的に「懺悔」の原語に措定される 'kṣama' について、筆者の考えるところをコメントしておきたい。

まずパーリ聖典によるかぎり、名詞 'kṣama' が「懺悔」を意味することはないといわなければならない。すなわち 'kṣama' が動詞√kṣam に krt 接尾辞の -a を付けて作られた名詞であるとするならば、動詞の表す動作を意味する名詞を作るものであるから、「忍耐」とか「認可」「許可」の意味以外の「訳語」は出てこないからである。

しかしもし動詞√kṣam の派生語に「懺悔」の意味を含ませるなら、それは2人称の命令法か、使役動詞から作られた名詞でなければならない。

しかしこれら2人称の命令法か、使役動詞に「懺悔」の意味を含めしめるにしても、宗教的な意味合いの強い「懺悔」に適当な用語であるとは考えられない。なぜなら「懺悔」は「はじめに」において一応の定義を示しておいたように、すぐれて主体的な行為であるはずであり、「忍耐してくれる」「許してくれる」ことによって成り立つものではないはずであるからである。なぜならこの動詞で表される主体は誰かといえば、むしろ罪を「忍耐」し、「許す」被害者の方にあるからである。罪を犯したほうにすれば、「許し」「謝罪される」ことを待つしかないということになる。だからこそ、'kṣama' は加害者に第三者が「謝らせる」ことも、加害者が知らないところで第三者が被害者に「許してやれ」という場合にも使われうるのである。

したがって√kṣam の2人称・命令法や使役動詞が「許してくれ」や「謝罪する」を意味するとしても、それはむしろ罪の被害者である相手方の意向を尊重した上での人間関係を保つための、ある場合にはサンガ内でのしきたり、作法に従う以上のものではないということになる。

またこの言葉が律蔵において使われる場合にはサンガの行事という色彩が強くなる。「懺悔」が主体的、個人的なものであるとすれば、ここでも 'kṣama' は「懺悔」にはふさわしくないと言わなければならない。

だからこそ「南伝大蔵経」の訳者たちは、それが無意識であったにせよ、これらの語が現在われわれが持っている「懺悔」の概念に相応しないと判断して「懺悔」という訳語を用いなかったのであろう。

以上のように少なくとも原始仏教経典を調査するかぎりにおいては、

'kṣama' ないしその派生語は、われわれが今もっている「懺悔」という概念には相応しいと言わなければならない。

それではなぜ「懺悔」の原語として 'kṣama' が上げられるようになったのであろうか。可能性からすれば、√kṣam の 2 人称・命令法であったかもしれない。しかし少なくとも、現在のサンスクリット語の文法的知識では、'kṣama' が√kṣam の 2 人称・命令法であることを証明できない。仏教辞典などで「懺悔」の原語として 'kṣama' を上げるに拘わらず、サンスクリット辞典の 'kṣama' の項には「懺悔」の訳語が与えられないのは、ここに由来するのであろう。

それには大乘経典を調査することはもちろん、どのようにして梵漢併学の形をもった「懺悔」という語が当てられるようになったか、そしてそれは本当に 'kṣama' に行き着くのかということまで遡って追及する必要があるのかもしれない。「諸橋大漢和辞典」などで「懺悔」の「懺」字を引いてみると、「くいる」という意味が上げられているが、しかしそれは宋時代の『集韻』『韻会』などの説明であって、用例もすべて仏教語である。後漢の『説文解字』には載せられていないから、仏典を翻訳するときには作られた漢字という可能性もないわけではない（大東文化大学の吉田篤志講師の示唆による）。このように漢語としての「懺悔」にも追求すべき事柄は残っているが、しかしこれは必ずしも本論の目指すところではないので、ここでは疑問を提出するに留め、これについては別の機会に譲りたい。

また本稿は、「はじめに」にも記したように、原始仏教に冒頭に定義したような「懺悔」と称してよい概念があったかどうかを考察することがそもそのモチーフであった。本稿では少なくともパーリ聖典においては、'khamati' から由来する言葉は、深い宗教的意味を有する「懺悔」に相応するものではないという一応の結論を出せたけれども、他に義浄がいう 'āpattipratideśanā' の調査が残されている。また 'pratīkaroti' についても調査する必要がある。これらについては本稿脱稿後すぐにまとめの作業に入る予定であるが、しかる後に原始仏教の「懺悔」についての結論を提示したい。

なお本稿製作途上において、'kṣama' のサンスクリット語形について菅沼晃教授から教示を受けた。記して謝意を表したい。